

前回協議会の議論の整理及び条例の見直しに係る事務局検討案について

前回（11月8日開催）の協議会の中で委員の皆様からいただいた主なご意見を整理し、事務局検討案を一部修正いたしましたので、ご協議ください。

【論点】

障害理解に関する教育について

○前回の協議会でお示しした事務局検討案

※第3章第1節に新設

（教育の推進）

市は、児童が障害及び障害者に関する理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を実施するものとする。

○委員からの意見等を踏まえての修正案

（教育の推進）

市は、障害及び障害者に関する理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を実施するものとする。

※「児童が」を削除

○修正案の補足説明

委員からは、教育の対象である「児童」という表現が多義的であり、あいまいで分かりにくいとの意見があったほか、教育の対象に幼児や教職員、保護者という具体的な表現を追加することについて意見がありました。

また、委員からは教育の主体について、より具体的な文言を盛り込むべきとの意見や、条文に地域の中での教育という表現を盛り込むべきとの意見がありました。

前回お示しした案は、子供の頃からの障害理解教育の重要性についてのご意見を受け、子供が、学校教育に限らず、様々な場面で障害理解の促進を図れるよう施策を実施していくことを意図して提案したものです。同様に、委員意見にあるとおり、教職員や保護者を対象とした障害理解の促進や地域で学ぶ機会等、多くの方を対象に、様々な機会を捉えて障害理解を促進していくことも重要であると考えます。

以上のことから、教育の対象等について、条例の中では限定的な表現を用いず、より広義に解釈できるようにすべきと考え、「児童が」の文言を削除することを検討します。

なお、事務局案の「必要な施策を実施する」という表現が分かりにくいとのご意見がありました。現行条例第10条の啓発活動及び交流の推進の条文の表現に合わせてこのままの表現で検討します。

○委員からの主な意見

- ・ 障害理解に関する教育はとても重要だと考えており、盛り込むことには賛成だが、児童という文言について、事務局から児童福祉法の18歳未満の者という説明があったが、児童という表現のみだと、限定的な表現に感じてしまう。18歳未満の者ということであれば、秋田県の条例のように、「幼児、児童、生徒及び学生に対し」とする等、もう少し分かりやすい表現が良いと思う。
- ・ 教職員の障害者への接し方が、子供の教育へ影響すると思うので、さいたま市のように、「本市の教職員が障害者に対する理解を深める」という表現が入っていた方が良いと思う。
- ・ 児童という文言について、事務局から児童福祉法上の児童であるとの説明があったが、児童という言葉は多義的なので、少なくともここでいう児童が何を指すのかという用語の説明は必要だと思う。
- ・ 児童福祉法上の児童とするのならば18歳未満となってしまう、学校教育（高校）の中で18歳に達する子もおり、当てはまる子と当てはまらない子が出てくるため、表現を変える必要があると思う。他自治体であえて、児童、生徒等と表現しているのはそのような理由かと思う。
- ・ 障害理解に関する教育について、主体が市ということになっているが、さいたま市の「市及び市が設置する学校は」という表現のように、主体を少し具体的に、もう少し踏み込んだ表現があると良いと思う。
- ・ 障害理解に関する教育について、福島県の条例では、「学校、家庭、地域社会等において、幼児期から障がい及び障がいのある人に対する正しい知識を持つための教育が行われるよう努める」とあるが、障害は小さい時から自然の中で触れ合うことで学びが多いものだと感じている。事務局案では、必要な施策を実施するという内容だが、地域で共に学ぶための環境整備を積極的に推進するというような内容を盛り込み、地域の中で育てるとい

意味が込められれば良いと思う。

- ・ 障害理解に関する教育について、他の自治体の例を参考にしながら、小さい子供のうちから障害理解が進む教育が行われるような文言が必要だと思う。幼児、児童という文言を盛り込むことで、保護者の意識も変わり、社会全体が住みやすいまちになると思う。福島県の条例では、「障がいのある幼児、児童及び生徒並びに障がいのない幼児、児童及び生徒」とあり、障害のある人とない人の両方が具体的に上げられているところが、共生社会を目指すうえで効果的だと思う。
- ・ 障害理解に関する教育について、事務局案の必要な施策を実施するという表現よりは、広島市のような、「理解を深めるための教育を推進する」というような分かりやすい言葉で市民に訴えていく方が良いと思う。